

Title	新約時代に於ける猶太人の社會生活
Sub Title	
Author	鈴木, 錠之助(Suzuki, Jonosuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1922
Jtitle	史学 Vol.1, No.4 (1922. 8) ,p.11(489)- 27(505)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220800-0011

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新約時代に於ける猶太人の社會生活

バレスチナの猶太人と云へば、單に宗教及び政治の問題のみに没頭して其他を顧みるに遑なかつた民のやうに思はれるのであるが、しかし、猶太人も他國民と等しくよく發達せる社會生活を營んでゐるのである。新約聖書及びキリスト教の起源を了解するためには、猶太教の社會的方面の知識は、その國情及び宗教の研究ほどには必要あらざるべしと雖もそれはキリストの生涯及びキリスト教界發展の研究の上に少からず光明を投ずるものである。蓋し、如何なる國民と雖も猶太に於ける如く宗教に依て文化が向上され又抑壓されたるはないからである。今、順を追うてその生活を概觀してみやう。

人口　當時バレスチナの猶太の人口を正確に知るは不可能である。史家デヨセフアスは猶太人に關して種々の事實を殘したるも、それをそのままに承認する事は出來ない。デヨセフアスはその戰記（第三卷第三章二節）にガリラヤが城廓を環せる三つの市街及二百四箇村を有したりと稱してゐる。この事は正しからんもこれ等の各村に千人以上の人々が住したりとは思へない。デヨセフアスは又戰記（第六卷第九章第三節）踰越節（註二）に犠牲が二十五萬六千五百頭屠られたりと記せるが、試みに羊を犠牲に供せる各團を十人と假定せばその踰越節を祝ひたる全員は凡そ二百五十六萬五千人となる。されど

かかる計算の誇大に失するは云ふまでもないことである。ヨルダン河の西方に於ける六千平方哩の地に三百萬以上の猶太人が居住せりとは信じ難い。況んや土地の多くは無人の地にして諸都市はたとへ接近せりと言へそんなに廣かつたとは思へないからである。三百萬以内と言ふ計算を眞實に近いものと見てよからう。エルサレムのみにて、その廓内に十萬以上の人口を有せりと信することは出來ない。

言語 猶太人は少くもアラミ・希臘・ラテンの三つの言語を使用した。最初の一は殆んど一般通用語であつたが最後のラテン語は官用語であつて一般民衆には使用されたものでないらしい。これ等諸言語に加ふるに聖書のヘブライ語が使用されたるが勿論夫は一般に理解されたものではなかつた。（註二）

都邑 當時バレスチナの諸方に散在せる諸都邑は著しき對照を呈してゐたに相違ない。カイザリヤ、チベリヤ及びエルサレムの如き諸都市にありては、ヘロデ家及び希臘人に依て建てられたる壯大なる建物は民衆の陋屋の上に巍然として聳えてゐた。小都市は現代に於ける都市と殆んど、其外觀を同うした。諸家屋は至つて單純にして平屋葺であり、周圍は、藁を混じたる粘土にて壁附け日に晒して固めたるものであつた。市街は狹隘にして全く衛生設備を缺き用水は近隣の水源、貯水場又は水道より供給されてゐた。猶太人の教會を除くの外、公會堂なるものは一切存しなかつたのである。現にバレスチナに見らるゝ如き建築的遺物は主として希臘移民の建設せるものにして嚴密に云へば猶太人の都市は消え失せ、殆んどその根跡を残さないのである。

社會の諸階級 此等の諸都市に於ける生活は猶太人を主とする限り希臘風と言はんよりは寧ろセミチック風であつた。社會的階級も亦少くて奴隸及び自由民のそれのみであつた。大都市にあつては金

滿家、及び學者、官吏の貴族政治があつたけれども、かゝる差別は嚴密に言へば世襲的でなかつたのである。猶太には希臘羅馬の社會を通じて見らるゝ如き、社會的階級はなかつたのである。それに最も近きものを求むれば僧族の差別ならんもそれとて彼等の地位は單に宗教上の階級のそれとゞまり貴族の生活の地位には及ばなかつたのである。ラビ(註三)とアムハアレーツ(無教育な士民の義)との區別は、今日の所謂上層階級と民衆との間になさるゝところの差別に過ぎずしてそれ以上の何物かを表示して居たと思ふてはならない。

奴隸 猶太人間に於ける奴隸制度はそれが行はるる限り、慈悲深くあつたのである。主人は自分の奴隸(註四)を殺す權利なく奴隸にも安息日を守らせる義務があつたのである。古のヘブライ法典は那邊まで行はれたるかを知る由なきも、ヘブライの奴隸が割禮を受け、そして比較的寛大に待遇されたと言ふ事は明白なる事實であつた。異教徒系統の奴隸はヘブライの奴隸より不如意の境遇にあつたらしい。バリサイ及びサドカイの人々は奴隸制度に反対したために奴隸の數が新約時代に於て減少したと言ふ事は大いにこの兩派の名譽とするに足るのである。

婦人の地位 ヘブライ人に於ける婦人の地位は近代シリヤに於ける人々の間に現存せるところのそれよりは遙に高いものであつた。猶太の婦人は羅馬の社會(註五)に於ける或階級の所有せる如き同じ權利を持つてゐなかつたとは雖も、彼等は自由に外出する事を許され、そして全くヴェールをかける必要がなかつたのである。同時に婦人等は男子と同程度には深く教育される事なく一般に劣等の異性として取扱はれたのである。男子の出生は女子のそれよりは遙に祝されたのである。「世界は男女兩性な

くしては存立し得ざるものなるが、男子を有てるものには幸あれ。女子を有てるものには禍あれ」(註六)とはあるラビの言である。女子の劣等なる状態は又次の如きラビの言によつても知られる。曰く「婦人の髪覆ひは喪中の嘆の如く、髪の長きはリリスの如く耳の垂れたるは奴隸の如く夫に事ふる事婢の如く猶又法庭に於て證言する事すら出來ないのである」云々(註七)。されどこのラビも亦賢妻を賞讃し一般に結婚を大いに奨励した事もある。男子結婚すれば彼の罪は減ずると言はれてゐた。されど婦人の領域をラビは嚴重に家庭的に限らんと欲した。理想的猶太夫人とは箴言の所謂よき世帯持であつた。もし下婢を使用し得ざる場合には妻の義務はミシナ(註七)の中に簡明に記述されてゐる。曰く粉挽き、麵麩焼、洗濯、料理、子女の教育、夜具の手入、機織これである。妻の財産も亦夫によつて左右されたのである。妻は持參金の十分の一を自分の化粧料として持つ事が出来た。而してかくの如き處置は決定的に定められてゐた。何となれば妻の財産は嫁入後普通夫に屬し、そして如何なる場合に於ても亡子息の財産は母の手に移ることがなかつたのである。されど娘等は相續に對し少くも持參金だけは割當てて貰つたのである。

さて宗教上では婦人は宗教律を全部守ることを豫期されてゐなかつた點に於て、婦人の地位は又男子のそれよりも劣つてゐたのである。婦人等は護符を附ける事が出来なかつた。そして又シャマ(註八)を暗記する義務も又はコートに縁を附ける義務もなかつたのである。婦人は夫の死を證明するの外は、法庭に出で、證據立をする事が出來なかつた。

家庭生活 猶太の家庭は一夫一婦であつたが、一夫多妻も新約時代に於てはバレスチナに於て疑な

く行はれたのであつた。されどかかる一夫多妻の關係は最も富めるものゝ間には存在してゐたと言ふ事を發見し得るのである。離婚が容易に出來たるために、それが増加し來たと言ふ事は一夫多妻を不必要ならしめた。猶太人間の結婚は單に私事に過ぎなかつた。それは或約束の證書を嫁方の父よりその將來の夫の家へ送るのである。それは公の幾分形式的の文句から成立つてゐた。少くとも理論上にては妻は夫の所有物であつた。これは結婚式に於ける場合のみならず父は時としてその若き娘を男に將來その妻となすべしとの條件の下に賣り渡すと言ふ事ありしによつて明である。(註九)

許嫁と婚姻 二家族間に於ける約束は第三者即花聟の友人によつてなされたのである。その約束の條件は形式的の賣買を意味してゐた。若き婦人或は少女は屢小兒又は幼兒の時代に於てすら許嫁の取りきめがあつて一封の金子と證文が嫁方に與へられた、その文言には將來の夫たるべき人の種々なる約束があつた。この中に娘賣渡の金額(mohar)が記入してあつて、それを聟は喜んで先方の父へ拂つたのである。それと同時に未來の花聟又はその代表者は自己がその婦人と婚約せりと言ふ意味の宣言を公表するのであつた。この婚約後兩人は夫妻として生活し彼等の子供は法律の認むるところとなるのであるが通常婚約後は間もなく結婚を伴ふのである。この結婚の場合は婚約と殆んど同様にしてもし僧侶の出席せる場合には、僧の祝禱の外は宗教的儀式がなかつたのである。夫は妻が持參金を持つてることを豫期してゐた。この結婚披露は數日に續いて行はれ殊に猶太に於ては非常なる歡樂をもつて祝はれたのであつた。

離婚 新約時代に於ては離婚沙汰は急速に増して來たのであつて殊に自由主義のラビはそれを容易

ならしめたのである。離婚する権利は、たとへ時には妻に依つて行はれた事ありと雖も通常夫に限られてゐた、但し妻よりの離婚請求の権利は等しくラビに依りて與へられてゐた。されど更に重大なる事は結婚關係の斷絶は危険なるものと認められてゐた事である。「妻を離婚したるものは神に憎まる」とは最も嚴格なるパリサイ派の意見であつた。されど不幸にして離婚は結婚の場合と同じく法律上の事と言はんよりは私事であつて、基督紀元の初め頃より風紀漸く廢穢し、夫は單に名目上の理由により妻を離婚することが出來たのである。しかしこの場合に於ては夫は持參金を返還し、更に寡婦資金を支給する義務があつて、それを實行せざれば離婚は許可されないのである。

小供 小供等はその父より大に祝福されてゐたのである。デヨセハアスによれば、ユダヤ人は希臘人がその家族生活を陰惨ならしめたる棄兒といふことを決して行はなかつた。赤子が男子なる場合には、生れて八日目に割禮を行ひ且名づけるのであつた。二歳になれば乳離れとなるのであつたが、この際またその儀式が行はれたのである。男子が一通り言葉を覺ゆると、聖句を教はり次いで読み書きが教授されるのである。大抵の家族は少くともアラミ語又は希臘語の聖書を所有してゐた。猶太人の教育は、宗教をその根柢としてゐたのであるから、その目的は人々を先づ第一にエホバの僕となし、次に善良なる市民となすことに存してゐた。エルサレムの陥落以前に、バレスチナを通じて公開の學校が存して居たかと云ふことは分明しないのである。女皇アレキサンドラの弟シモン・ベン・シエタクはエルサレムに學校を設立したと云はれてゐるのである。併しその學校に通學し得ざる程の遠方に住居せる子供のため、ラビは初等學校を各教區に設立すべしと命令した。しかしこの命令は十分に行はれな

かつた。紀元六十五年頃には各都市に子供のため學校を設立すべきを命じ、若し應せざるものある時は破門したのである。蓋、この命令は教師がその生徒の面倒を見るを厭ひ逃亡せんとするを防ぐために發せられたのである。若し財政上學校設立の困難なる場合には、猶太人會堂を使用する事が出來たのである。エルサレム破壊後にはラビは子供の教育に特別の注意を拂つたのである。「寺院は消え失せてもよろしいが子供は學校へやらなくてはならない。知識は神への犠牲の代りとなるものである」。されどたとひ主な都市は凡て子供の教育の場所を有せりと思はるゝがこれ等の學校の數を正確に述べることは不可能であらう。

此等の學校に於ける教授法は口頭に依つたのであって學生が實際發育するまでは全く聖書より教材を探つたのである。教師は聖書を教へる事に對しては給料を受けなかつたが、子供の面倒を見又は文法の如き特殊の科目を教授する事に依つて衣食したのである。十歳より十五歳までは子供はミシナ及び科學の初步を教へられた。その後もし子供がラビとならんと欲せばエルサレムの専門學校に、そして猶太國滅亡後はチベリアスの學校に行つたのである。たとひラビの中には數多の學問ある婦人を見出すと雖も女子は一般に此等の學校に通學を許されてゐなかつた様に思はれる。通常女子は刺繡と音樂とを教授された。曾て或婦人がラビのエリーゼルに科學の一要點に關し質問を發したときにラビ答へるやう女子は糸取棒を取扱ふ知識あれば十分であつて、それ以上望むべきでないと言つた。他の極端なものは更に次の様に述べた。曰く「娘に法律を教へる人は娘に不道徳を教へるのである」併し斯様な言は保守黨の惡口と言ふべきであらう。

農業 猶太人の經濟生活は決して原始的ではなかつた。舊約時代の諸種の物語は新約時代の遙かに進歩せる文明には應用されなかつたのである。諸大都市以外のバレスチナ住民の生活は主として農であつたのである。而して村落に住める勤勉なる百姓は薄暮田野より歸るのであつた。農業の主なる各種の形勢は猶太人に皆知られて居つた。葡萄園、オリーブの森、穀野及び果樹園は國中至る所に澤山あつたのである。蕪菁類はあまり栽培されないのであつた。種蒔は十月の末より十一月初めにかけて最初の降雨を待つて行はれたのである。收穫は四月の中頃に初まり約七週間にして終るのである。葡萄と果樹は大麥小麥より後れて成熟する。これに由り吾人は大なる祝祭の起源を知る事が出来るのである。即ち踰越節は大麥の收穫の初めに、五旬祭(註十)穀物の收穫の終に結茅節(註十)は人々が全部收穫を取り入れた後に行はれるのである。臺地耕作及び灌漑は絶對的に必要であつた。今日のバレスチナは僅かに昔日の面影をとゞめてゐるに過ぎないのであるが、尙且臺地耕作の行はれたる丘を見又は水溜や水道の遺物に出會ふのである。耕地は輪作の方法に従ひ畠は充分に鋤きかへされたのであつた。そして土地も亦安息年を與へられたのである(註十)更にバレスチナの地質は石灰石を多く含有せるに依りそれが自然に分解して作物の發育を助けたのである。施肥耕作の方法は行はれなかつた様に思はれる。土地の肥沃なる事はその地質を觀察するとき誰も驚くところである。今日に至る迄たとへそれが數年間使用されたと雖も、バレスチナの土地は適當に耕作されるときは、依然として豊富なる收穫を生ずるのである。

商業 新約時代に於てはバレスチナはたとへ取引の大部分が希臘人の手に存したりと雖も或程度までは商業的に發達してゐたのである。猶太人間に於て商業階級の勃興する事はラビに取りては悲しむ

べき事であつた（註十）それは一部分はマツカビトの家の政策の結果であつたのである。百餘種の異なる物品が輸入されたと云はれ、その主なる物は食品の原料、衣服及び一般奢侈品であつた。輸出品の中には農産物、油、香油、無花果及び死海産の鹽などがあつた。ガリラヤ湖には多く魚類を產したる故にタリカイヤには多くの魚類を鹽漬にする建物があつたのである。チベリヤの商業は非常に繁華を極めたる故に市場を營み組合長すら置かれたのである。

手工業 手工業は概して賤しからざる職業と思はれてゐたるが故に、息子等を斯様の職業に仕込むと云ふ事は兩親の義務であつた様である。ラビですらもその職業があつたのである。凡ての職業はその價値を同じくしてゐなかつた故に、父者人はその息子等になるべく高尚なる職業を採用する様腐心したのである。これら各種の職業の或るものには極めて幼稚なる組合より發達してきたものである。此の事實は特に驛夫及船頭等の如き運輸の業に従事するものに著しいのである。例せばアレキサンドリアの運輸業は多少特色ありたるものにて、是等の組合が諸團體に發達せることは希臘羅馬の組合の發達に酷似してゐた。そして或程度までは中世のギルドを豫想せしめたものであつた。その貸銀を精確に述ぶるとは困難なるも一日凡一デナリ（凡八片）を受けてゐたものと推定する事が出来る（註十）。

ユダヤの社會が工業上如何に發達してゐたかといふことは猶太の文書中に記載してある職業の多様なるをみればわかる。當時已に分業盛んに行はれ機械使用皆無の時代に於て實に驚くべき能率を表してゐたのである。

各種の學職 各種の専門學職も亦猶太人の中にあつたのである。法律家と教法師とを區別するは、や

、困難なるが兎に角猶太の法庭及び羅馬のそれに於て法律事務を司る二の階級があつたのである。醫學上の知識は恐らくは希臘羅馬のそれより劣つてゐたらしい。これは猶太人が屍體に觸るゝときは不淨になるといふ恐怖の念に勝つとが出來なかつたからである。これがために解剖上人體の知識を得るは不敬として全然禁じられてゐたからである。されど醫者は多數にゐた。或ラビが言ふには「怜愾な人は醫師がゐないやうな町に住まないであらう」と。血液療法は一般に行はれ、剃鬚外科醫（理髮師にして外科醫を兼ねたもの）これを行ひこの習慣は定期に行はれたのである（註十）されど一般醫療の方法は惡魔の信仰に依つて左右せられてゐた。そして魔術や厄拂及び怪しげなる飲料等を用ひて病者より惡靈を追ひ出さんとするのが常であつた。例へば歯痛は醋を以て含嗽するにより醫されたる如きこれである。

美術 美術に關しては猶太人は希臘人より遙かに劣つてゐた。これは疑なくもモーセ十誡第二條にある「汝エホバのために何の偶像をも彫むべからず」と言ふ律法嚴守よりきたれる宗教的偏見に依るのである。バレスチナの凡ての廢墟を搜索するも高度に發達せりとみとめらるべき建築、彫刻、及び繪畫等は殘存しないのである。たゞ祭司の勸進によりて廣大なる殿堂建築されたりと雖もこれは希臘の様式の模倣に過ぎなかつたのである。又その内部の裝飾に用ひたる彫刻の如きはその模様を植物界にとれるものにて、他に何等見るべきものもなかつたのである。

次に貨幣及び印章の類を見るにこゝには假令モーセ律の勵行なかりしと雖も猶その様式は幼稚なるを免れなかつた。されど音樂のみは驚くべき非常なる發達の域に達し聽衆を満足せしめたのである。

諸樂器類は祭儀に通常用ひられてゐた。殊にそのマグレトファ (magretha) と稱する樂器の如きは十
本の風笛よりなり各風笛は十ヶの穴を有し數百の音調を出しその音色高きが故に遠くエリコの町まで
達したと言ふ（註十）

文學 世界史に於て新約時代ほど文運の隆盛なる時はなかつたのであるが、バレスチナの猶太人は、
自己の歴史並びに宗教を除いては一般文學には興味をもつてゐなかつた様に思はれる。ローマ、希臘、
アレキサンドリヤ、シリヤ等の諸作家は各種の文學をもつて世間を賑はしたのである。放浪の猶太人
は此等の文學的機運より影響をうけざるに非ざるも、猶太人が所謂美文學に貢獻する事はまれにして
殆んどアレキサンドリヤのみに限られてゐた。有名なるアレキサンドリヤのフイロー（註十）の如きはイ
エスと同時代に屬する人なるが彼の著作も亦宗教に關するもののみであつた。猶太教の默示的及び歷
史的文學は多く存在せしも、こゝには單にデヨセファス及びラビの著作を除いては殆んど舉くるに足
るものはないのである。

史家デヨセファス、Flavius Josephus. (猶太名 Josephus ben Mattias.) は猶太人系統のバレスチ
ナの自由民にしてその出生は紀元三十七年或は三十八年と言はれてゐる。ラビの教育を十分に受けた
後デヨセファスはパリサイ派、サドカイ派及びエツセネ派の人々と共に研究をすゝめ其後は一隱遁者
に從ひて宗教の祕義を探らんとしたのである。十九才の時パリサイ派に加入了。二十六才の折、彼
は總督フユリックスに依り逮捕されたる祭司等のために使者として羅馬に赴きそこにてポッピヤより
大なる感化を受け、遂に羅馬の文物制度に驚歎してしまつたのである。偶々猶太羅馬戰爭の勃發する

やデヨセファスはサンヒードリム（猶太の集議所）よりガリラヤの統治を委任されたるが故に此の戰爭には、デヨセファスは勢、羅馬に鉢を向くるに至つたのである。然るにデヨセファスの統御よろしきを得ず、ガリラヤは衰微してしまつたのである。要塞ヨタバタ（Jotapata）は、その必死の抵抗も甲斐なく、ヴェスバシアン帝によりて占領せられ、デヨセファスは同胞が皆力つきて自殺せる後、降参して僅かに一命を得たのである。然るに帝はデヨセファスの才智を愛し、聖都陥落後これを羅馬に迎へて款待したのである。デヨセファスは廣大なる猶太の地域並に年金を拜領し、剩さへ帝姓フラビアスを賜つたのである。デヨセファスの世を去りたるは何年頃なるや明かならずと雖も、その著述の中にアグリツバニ世の死を記述せるに徴すれば凡そ二世紀の初頃迄生存してゐたに相違ない。デヨセファスの著作にはまた自分と同時代の人々の傳記を載せたるが、たとひこれに幾多の缺陷ありとは云へ、何れも主要なる史料となすに足るのである。デヨセファスの最初の著述なる猶太戰記は初めアラミ語にて書かれ、後、改訂して希臘語にてものされたるものにして、初の二卷はマツカビ一家の時代を簡単に記述し、殊にヘロデ一世の治世を精密に描き紀元七十九年の前迄を以て擱筆してゐる。又彼の著、古代記は二十卷よりなりてその最初の十卷は、材料を殆舊約より取りその記事は杜撰である。後の十卷は紀元六十六年の反亂の結末に至る迄の猶太人の歴史を網羅してゐる、デヨセファスはこの書を自己の資料より述作したるにより、その記事の精粗眞偽一様ならざるは注意すべきである。デヨセファスの他の著作はその自叙傳及びエービオン反對論（註十）なるがこれ等は事實の誤謬及び自己に都合よき論議的のものなるより前記の著書に比して遙かに歴史的の價値の少ないものである。前者に於ては彼は

ガリラヤに於てすら羅馬人に忠實ならんことを示さんと努力せるに反し後者に於て彼は異教徒の作家の攻撃に對し猶太人を辯護せるが如き無節操に陥つてゐる。

ラビ文學 此の時代に屬する嚴格なるラビ文學は、數世紀の内はまとまりたる書物とならなかつたのである。併しそれはミシナ又は口語律の形式となつて表れたのである。ミシナは六卷よりなり、六十三篇に分たれ、そが更に各章に細別されてゐる。本書は紀元二百二十年死去したる聖者ユダによりて整理されたのであるが、ユダは全部に亘りてそれを編輯したのではない。ラビは學校にてミシナを逐語的に教へたのである。元來この律法書といふべきミシナはトーラ(註十)を保護するため企てられたのである。併し其の總ての形式は神意の一部分と見なされてゐたのであつて、シナイ山に於てモーゼが神より受けたる神託を全部包含してゐる。ミシナが完璧なる書物となつたのは紀元五百五年であつた。そは古來よりのラビの教訓を網羅したのである。

猶太人の社會生活に實現されたその宗教的方面の眞相を捕捉するは容易でない。何となれば、その細目に至りてはローマ人にも又基督教文明にもあまり關係するところがなかつたからである。學者は往々その宗教的因素を或は高度に或は低度に評價するといふ矛盾する危險に遭遇するのである。さて一般人民は猶太教の一派を尊敬したりとは云へ、その堅苦しき宗教生活に參與することを好まなかつたことは明白である。バレスチナに於ても近代人と同じく熱心に宗教の事業に従ひしものは頗る稀にして信者は寥々曉天の星の如くであつたのである。斯く信者の數少かなりしため會堂の必要を感ずること少く、可成りな大都市にも會堂は一つにて事足りたのである。故に一般人此に敬虔の念乏しかり

じは昔も今と異なるところがなかつたのである。

am ha-arets 卽ち無教育の民衆は、パリサイの人々より蔑まれたのであるが、それは民衆が貧乏であるがためでなくして、宗教の律法とその教訓に無関心であつたからである。されど他には、私に宗教に心を潜むる者もあつて、其の人々は差出がましきパリサイ主義よりは豫言者イザヤの如き平靜なる精神を追慕したのであるといふとを忘れてはならない。例へばシメオン及びアンナ(註二)の如き人々はイスラエルの救はれんことを待ち、何等の妨げを受くることなくしてひたすら救世主の出現を待望してゐたのである。

然るにこれに反し過激なる猶太教信者は規則正しく宮に集りて祭司の教を受けたのであるが、その信者の精神は戒律嚴守に存してゐたのである。是等の信者は何れも祭儀、犠牲、巡禮、十分一献金、安息日聖守、斷食等を勵行し、以て神意を安んせんとしたのである。かくて此の種の信者の集合せるシナゴク(猶太人會堂)は漸く禮拜の形式を完備するに至つた。祈禱及び説教を以て禮拜の形式となしたる基督教はこのシナゴクに胚胎したのである。

上述の如くなるを以てシナゴクを單に猶太教徒が神學上の拘束にのみ係はる場處とのみ速断してはならない。猶太教々義の眞髓とも云ふべきその理想主義は、默示録に於けるが如くには高調されざりしと雖、その教理の眞摯なるは決して前者に劣るものでなかつたのである。たゞ民衆はパリサイの徒の偽善と、その言行の矛盾せると又た、重き負擔を信徒に課したるその態度を甚だ面白からず思ひたりしが、(註廿) 救靈の必要上群をなしてこれに従つたのである。

元來基督教在世當時の猶太人の敬神は甚だ形式的律法的にして、敬虔なる猶太人の全生活は律法嚴守を以てつきてゐたのである。猶太人以爲らく、律法（律法とはモーゼの命ぜし規則である）は宗教並びに道徳生活の法則にして、神に義とせらるゝは、律法により正當なる生活をなすにありとし、律法嚴守を正義の基準、敬虔の態度と考へてゐたのである。故にその代表ともいふべき、ラビ、パリサイ、エッセネの諸派の中よりは往々、品性の優れたる人士を出したることもあつた。従つて其の人々が一般猶太人の道徳的良心を高めたるは大に多とするに足るのである。

然るに人間の本性は如何にと云ふに、吾人には常に相矛盾する二つの「我」ありて、相戦ひその結果は常に醜き失敗に終るものなるが故に（註廿）この命令的なパリサイ派等の律法主義は到底民衆を満足せしむることが出来なかつたのである。民衆に取りては、十分一献金及其の他の義務は、極端なる負擔なりしに相違なかりしが、その最苦痛に感せられたるはモーゼ律嚴守を迫られるに在つた。蓋何人と雖もラビの要求に完全に應じ得ることが出来ないからである。

是に於て律法主義の漸次發達するに従ひ單純なる信仰は影をひそめ、人々はエホバを愛する熱心と自由とを失つてしまつたのである。

されど律法主義の跋扈は猶太人生活の豫言的方面に存したる理想主義を破滅することは出來なかつたのである。學者無學者を問はず、又人々の氣質の平靜なると熱烈なるとを問はず。何れも、時到らんか、必ずや神の國現はれ、イスラエル民族先づその救拯に入るべきを信じて疑はなかつたのである。

古代の諸民族にも理想なかりしに非ずと雖も、それ等は徒らに過去の黃金時代を空しく追憶するか、

或は又プラトーの共和國の如き實現困難なるユートピヤを夢想せるに過ぎなかつたのである。然るに猶太人の理想は全くこれと異つてゐた、かの豫言者等は神の默示によれる神の契約を大膽に宣傳して止まなかつた。これぞ主メシヤを王とせる光榮ある神の國は近づけりとの獅子吼であつたのである。

(註廿) 終

註一、^{スギコシイハビ} 踏越節。猶太人の大祝節。舊約聖書の出埃及記第十二章一一十三節參照。

註二、新約聖書により耶蘇の時代に通常使用せられたる言語がアラミヤ語なりし事明かである。ゴルゴタ（髑髏の義）アバ（父の義）、メッシヤ（救世主）、エロイ、エロイ、ラマ、サバクタニ（我神我神何故に我を棄て給ふや）等はその例である。

註三、ラビ。又ラボニとも云ふ。希伯來語のラブ（主人）より轉訛せるものにてエルサレム滅亡前一百年の間敬稱として教師を呼ぶに用ひられた。ラボニは更に一層敬意を表するものとして用ひられた。基督の弟子は其の師をラビ又はラボニと呼び邦譯聖書には師又は夫子と書いてある。

註四、奴隸、基督及其の弟子は奴隸制度を直接攻撃せざりしも其の精神に於てこれを解放されたるは明かである。

註五、Fowler, Social Life at Rome 第五章參照。

註六、Benzinger, Hebraische Archäologie 百四十頁參照。

註七、Weber, Jüdische Theologie 二百二十三頁。本文中に在るリリスとは、猶太の傳説によればアダムの最初の妻にして容姿物凄き妖女なりしこそ云ふ。而してエヴァはその後妻なりと傳ふるのである。

註八、猶太の不文律を集めた書物である。

註九、當時貧乏人はその動産不動産を賣り拂ひて猶も窮するときは、終に娘を賣り渡すことが出來たのである。但しその娘は十二歳以下なるを要しその買主は後日それを正式に妻とすと規定されて居た。

註十、五旬祭（ペンテコステ）、猶太の大祝節、利未記第二十三章九—廿一節參照。

註十一、結茅節（カリズマヒの祝）、猶太の大祝節。出埃及記第廿三章十六節參照。

註十二、猶太人は一週の第七日を安息日として聖守せしが如く、犯太人は第七年をも聖年となし、その信仰の原則に基き、此年に

は神の所有なる土地に安息を與へた。この事は土地の生産力に非常に好影響をあたへたのである。

註十三、ラビは商業に從事するものは聖者となることは出來ないと教へた。蓋當時の商人も亦不正の利を占めて私腹を肥したからであらう。

註十四、天國は労働人を葡萄園に雇ふために、朝早く出でたる主人のことし、一日一デナリ（凡八片）の約束して云々（馬太傳第二十章一二節）。

註十五、ラビのサミニュエルによりて主張せられたる療法にて、我國の所謂毒血排除の手術である。青年は四十歳になる迄は月一回、四十歳より六十歳までは隔月一回、老人は四ヶ月目に一回その療法を受くるのである。治療代は一ドrama（約九片）なりしと云ふ。

註十六、エリコの町は聖都エルサレム東北十四哩の地に位する故この話は少し誇大に失すると思ふ。

註十七、フィローは紀元第一世紀アレキサンドリアに生れたる猶太人の哲學者にして、特にプラトーの哲學を研究したのである。フィローは哲學をもつて、モーゼの宗教を説明する關鍵となしたのである。その博識を以て大に世人を感化し、老齢の時アレキサンドリアの猶太人を代表して羅馬に至り帝王崇拜の勅令に抗議したのであつた。フィローは新約の世界とプラトーのロゴスとを同一視したのである。

註十八、Apion 紀元第一世紀の中葉に著はれたる希臘の文法家にしてホーマーの註解者であつた。アレキサンドリアに住し同地に於ける猶太人を筆鋒鋭く攻撃した。

註十九、Torph (希伯來にて教訓の義) モーゼの五書を指示す、猶太人は聖書中これを最も大切な部分と考へ、毎週それをその教會にて朗讀し、通例その寫本かその目的のために使用された。

註二十、新約聖書路加傳第二章廿五節及び同第二章三十四節參照。

註廿一、新約聖書馬太傳第二章參照。

註廿二、新約聖書羅馬書第七章十五—廿五節參照。

註廿三、新約聖書默示錄第二章及廿二章參照。

鈴木錠之助